

- ・被扶養者資格再確認について
- ・厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定
- ・社会保険料の給与控除のタイミング

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## 被扶養者資格再確認について

毎年実施されている協会けんぽの被扶養者資格の再確認について、今年度は10月上旬～下旬にかけて「被扶養者状況リスト」が送付されます。

厚生労働省が厳格な方法による再確認を求めていることから、今年度は、別居の被扶養者・海外在住被扶養者については確認書類の添付が必要になりました。

### \*再確認の対象となる被扶養者

2020年4月1日において、**18歳以上である被扶養者** (※2020年4月1日以降、被扶養者となった人は対象外)

### \*確認方法

- ①事業主より被保険者に対して、対象の被扶養者が健康保険の被扶養者要件を満たしているか確認
- ②被扶養者状況リストに確認結果を記入し協会けんぽへ提出

### \*確認書類の提出 (今年から)

- 被保険者と別居している被扶養者 ⇒ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 (※学生の場合、添付省略可)
- 海外に在住している被扶養者 ⇒ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

### \*提出期限

2020年11月30日



## 厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定

先月号でも掲載しましたが、9月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最高等級(第31級・62万円)の上に、新たな等級(65万円)が追加され、上限が引き上げられます。

改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主に対して、**9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」**が発送される予定です。 ※標準報酬月額の上昇に際して届出は不要

## 社会保険料の給与控除のタイミング

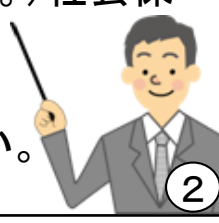
8月31日付で退職する職員がいます。社会保険料はいつまで控除したらいいですか。給与は15日締25日払いです。



①

社会保険料は「月の末日に加入しているかどうか」で、その月の1か月分の保険料がかかるかどうかが決まります。

ご質問の方は末日(8/31)には在籍していますので、8月分の保険料の控除が必要です。(月途中の退職なら控除不要。)社会保険料を翌月給与から控除している場合は、9月25日支払の給与で8月分の保険料を控除してください。



②

ちなみに、この職員は9月1日で40歳になりますが9月支給の最終給与で介護保険料は控除必要ですか。

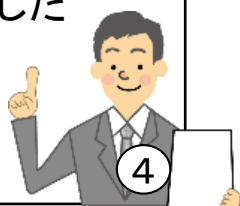


③

介護保険料は40歳に到達したら健康保険料と一緒に控除することになります。この「40歳到達日」というのは「40歳の誕生日の前日」になります。

**(毎月1日生まれは要注意!!)**

9月1日が誕生日の場合は、8月31日が40歳到達日になります。上記でも記載したとおり、月の末日で保険料がかかるかどうかが決まるので、8月31日に40歳に到達した場合は、8月分から介護保険料がかかり、9月25日払いの給与で控除が必要ということになります。



④

給与月に退職する場合はどうなりますか。



⑤

給与は給与支払月の末日の状況で控除の有無が変わります。

例えば7月10日給与支給で、7月15日(月途中)に退職する場合は7月の保険料はかかりませんので、控除は不要です。しかし7月31日で退職する場合は、社会保険料を控除しなければなりません。

**ここで要注意**ですが、8月1日誕生日で40歳になる人の40歳到達日は7月31日のため、7月支給の給与で介護保険料控除が必要です。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2020.08.19  
 NK-GROUP